**平成３０年（フ）第２９８号**
川崎市川崎区大島１丁目30番８号　小内ハイツ　302
債務者　呉　　浩
1　決定年月日時　平成30年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成３０年（フ）第９３号**
愛知県豊川市伊奈町新町畑61番地６
債務者　浅野　一夫
1　決定年月日時　平成30年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月23日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

**平成３０年（フ）第９４号**
愛知県豊川市伊奈町新町畑61番地６
債務者　浅野須美子
1　決定年月日時　平成30年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月23日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

**平成３０年（フ）第１０２号**
愛知県豊橋市弥生町字松原70番地１（Ｂ－202）
債務者　仲里　直美
1　決定年月日時　平成30年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月23日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

**平成３０年（フ）第１８６８号**
大阪市生野区巽南５丁目17番６－303号
債務者　田代明江こと　玉　　明江
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月31日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成３０年（フ）第１９２４号**
大阪市住吉区千躰１丁目３番20－405号
債務者　古賀野潮子
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成３０年（フ）第２０７５号**
大阪市生野区田島１丁目12番20号
債務者　金井厚美こと相原敦美こと　康　　吉順
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成３０年（フ）第４８６号**
東京都調布市下石原２丁目６番地４レナパレス201
債務者　山口　　悟
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月27日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成３０年（フ）第５６０号**
東京都三鷹市牟礼７丁目８番８号ハイツ35103
債務者　諏訪　光一
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月27日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成３０年（フ）第９９７号**
横浜市磯子区岡村６丁目８番８－204号
債務者　松岡　邦昌
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成３０年（フ）第１０１８号**
横浜市青葉区藤が丘２丁目２番地４　カーサマデラ藤が丘303
債務者　中嶋　康晃
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成３０年（フ）第１０６４号**
神奈川県鎌倉市梶原71番地１　メゾンド湘南深沢101
債務者　朝山　篤子
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成３０年（フ）第２０２号**
静岡市清水区船越南町801番地の11
債務者　松井美登里
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月６日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成３０年（フ）第２５５号**
静岡市駿河区新川１丁目６番８号　新川ハイツ502号
債務者　萩原　郁美
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月６日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成３０年（フ）第４１号**
長崎県北松浦郡佐々町須崎免184番地６、前住所長崎県北松浦郡佐々町須崎免183番地８　ウイングさざ　５－Ａ
債務者　山浦三枝子
1　決定年月日時　平成30年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月13日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係